

(イ) 出荷奨励金

	東京都中央卸売市場条例、規則等の概要	農 林 水 産 省 業 務 規 程 例			
		1 開設者の関与なしの場合	2 開設者が一定程度関与する場合(報告制)	3 開設者が一定程度関与する場合(事前届出制)	4 開設者が一定程度関与する場合(承認制)
手 続	<p>条例第84条 卸売業者は、当該市場における生鮮食品の安定した供給の確保を図るため、出荷奨励金を交付しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>条例第84条第2項 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を知事に提出しなければならない。</p>		<p>卸売業者は、当該市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対し出荷奨励金を支払ったときは、次の各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p>	<p>卸売業者は、当該市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p>	<p>卸売業者は、当該市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、知事の承認を受けて、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を知事に提出しなければならない。</p>
内 容	<p>(1)申請者の名称 (2)出荷奨励金を交付しようとする出荷者の氏名又は名称及び住所 (3)交付率又は金額 (4)交付限度 (5)交付理由 (6)交付期間</p>		<p>(1)申請者の名称 (2)出荷奨励金を交付した出荷者の氏名又は名称及び住所 (3)出荷奨励金を交付した理由 (4)出荷奨励の対象とした物品の品目 (5)出荷奨励金の交付の基準及び交付した金額</p>	<p>(1)申請者の名称 (2)出荷奨励金を交付しようとする出荷者の氏名又は名称及び住所 (3)当該出荷奨励の対象となる物品の品目 (4)当該出荷奨励の対象となる期間 (5)出荷奨励金を交付する基準 (6)出荷奨励金を交付する理由</p>	<p>(1)申請者の名称 (2)出荷奨励金を交付しようとする出荷者の氏名又は名称及び住所 (3)当該出荷奨励の対象となる物品の品目 (4)当該出荷奨励の対象となる期間 (5)出荷奨励金を交付する基準 (6)出荷奨励金を交付する理由</p>
開設者の関与	<p>条例第84条第3項 知事は、第1項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る出荷奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性をそこない、又は卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれなく、かつ取扱品目の供給の安定に資するものと認められるものでなければ、同項の承認をしてはならない。</p>		<p>知事は、前項の報告を受けた場合において、当該報告に係る出荷奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、出荷奨励金の交付の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>	<p>知事は、前項の届出があった場合において、当該届出に係る出荷奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、出荷奨励金の交付の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>	<p>知事は、第1項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る出荷奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれなく、かつ取扱品目の安定的供給の確保に資するものと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。</p>
備 考	<p>出荷奨励金の交付率(概要) 水産物部 1000分の22以内(冷凍まぐろ類) 1000分の12以内(冷凍まぐろ類以外) 青果部 1000分の3～14以内(野菜) 1000分の2～7以内(果実) 食肉部 1000分の15以内 花き部 1000分の3以内 青果部、食肉部、花き部については加算規定あり</p>		<p>開設者の関与はなくなる。</p> <p>開設者の関与度は比較的少ない。 出荷奨励金を支払った時報告しなければならない。</p>	<p>開設者の関与度はある程度ある。 出荷奨励金を交付しようとする時あらかじめ届出しなければならない。</p>	<p>開設者の関与度は従来どおりある。 出荷奨励金を交付しようとする時あらかじめ承認を受けなければならない。</p>